

# 第8回合併協議会の開催概要

今回の合併協議会においては、協議の冒頭、委員から支所の設置期間について協議を行うことが提案され、複数の委員から意見が述べられましたが、一時協議会を休憩した上で、新市建設計画策定小委員会を開催し、取扱いを検討することとされました。

同日、午後2時40分から開催された第13回新市建設計画策定小委員会においては、14名の委員が出席して協議が行われました。出席した委員からは、「委員長が提起する行政の進捗や新市の発展状況、住民理解度・安定度を見ながら見直す視点は大事」とする意見や「住民の皆さんに納得してもらうために期間を明記すべき」等の意見が出されましたが、協議の結果、『新市の事務所の位置』に関する調整結果のうち、支所の設置に関し、「概ね10年が望ましい」との記述を追加することが決定され、合併協議会に諮るにとされました。

再開された合併協議会においては、小委員会から報告された調整結果の内容について質疑応答が行われた後、全会一致で決定されました。この結果、新市の事務所の位置については、「園部町小桜町47番地に置く。園部、八木、日吉、美山の各町に支所を置く。(概ね10年が望ましい。)」こととされました。また、各支所には、一定期間、特別職としての参与を置き、支所長事務を取り扱わせることも、併せて決定されています。

「平成17年度第3四半期以降のできるだけ早い時期」とされていた合併の期日については、電算システムの整備等も考慮し、平成18年1月1日とされ、新市の名称については、委員投票の結果、南丹市とすることが決定されました。さらに、新市におけるまちづくりの基本方針等を定めた新市建設計画が決定されるとともに、新市の組織機構及

び組織についても決定され、新市の骨格が明らかになりました。

この他、保育所、幼稚園、学校教育の取扱い等についても協議が行われ、提案通り決定されています。

なお、今回の協議会をもって、全ての合併協定項目が決定したこととなり、今後は、合併協定書の調印、各町議会における合併関連議案の議決を経て、京都府知事に合併の申請が行われることとなります。



- 1 日 時 平成17年1月26日(水)  
午後1時25分～4時50分
  - 2 場 所 園部国際交流会館
  - 3 出席者 41名(1名欠席)
  - 4 傍聴者 51名
  - 5 議 事
- (1) 報告第13号 平成16年度園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会中間出納検査の報告について

(2) 協議事項(※)	内は協定番号	
協議第4号	2	合併の期日に関する こと(継続協議)
協議第5号	3	新市の名称に関する こと(継続協議)
協議第124号	4	新市の事務所の位 置に関する事
協議第125号	20	新市建設計画に関する 事
協議第126号	12	事務機構及び組織の 取扱いに関する事
協議第127号	18	町の慣行の取扱いに 関する事(その2)
協議第128号	19-12	保育所の取扱い (その2)
協議第129号	19-19	小中学校、幼稚園の 通学区域等の取扱い (その2)
協議第130号	19-20	学校教育の取扱い (その4)
(3) その他		



第8回合併協議会



委員投票



開票作業

## 今後の予定

今後、各小委員会及び合併協議会において、合併協定書の内容について調整が行われます。

合併協定書への調印後、各町議会において、合併関連議案の議決が行われ、京都府知事に合併の申請が行われます。

知事は、総務大臣への市制要件の協議・同意後、府議会での議決を経て、合併の決定を行います。

その後、直ちに総務大臣に届け出を行い、これを受理した総務大臣は、4町の合併について告示を行います。

この告示をもって、4町の合併は法的効力を生ずることとなります。

